社会福祉法人坂井輪会定款

第一章　総則

（目的）

第一条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、安心のよりどころと福祉のまちづくりをめざし、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（１）第１種社会福祉事業

ア、特別養護老人ホームの経営

イ、軽費老人ホームの経営

（２）第２種社会福祉事業

ア、老人デイサービス事業の経営

イ、老人介護支援センターの経営

ウ、老人短期入所事業の経営

エ、老人居宅介護等事業の経営

オ、認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

（名称）

第二条　この法人は、社会福祉法人坂井輪会という。

（経営の原則等）

第三条　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

２　この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者を支援するため無料または低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（事務所の所在地）

第四条　この法人の事務所を新潟県新潟市西区新通 4734 番地に置く。

第二章　評議員

第五条　この法人に評議員７名以上９名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第六条　この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

２　評議員選任・解任委員会は、監事１名、事務局員１名、外部委員１名の合計３名で構成する。

３　選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

４　選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

５　評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

（評議員の任期）

第七条　評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

３　評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第八条　評議員に対し報酬は支給しない。

第三章　評議員会

（構成）

第九条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）

第十条　評議員会は、次の事項について決議する。

（１）理事及び監事の選任又は解任

（２）理事及び監事の報酬等の額

（３）理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

（４）計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認

（５）事業計画及び収支予算

（６）定款の変更

（７）残余財産の処分

（８）基本財産の処分

（９）社会福祉充実計画の承認

（１０）その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第十一条　評議員会は、定時評議員会として毎年６月に定時開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第十二条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

２　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び召集の理由を示して、評議員会の招集を請求することが出来る。

（決議）

第十三条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

２　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（１）監事の解任

（２）定款の変更

（３）その他法令で定められた事項

３　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第十五条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

４　第１項及び第２項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第十四条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　議長及び出席した評議員の内から選出された議事録署名人二名が前項の議事録に記名押印する。

第四章　役員及び職員

（役員の定数）

第十五条　この法人には、次の役員を置く。

（１）　理事６名以上８名以内

（２）　監事２名

２　理事のうち１名を理事長とする。

３　理事長以外のうち、２名を業務執行理事とする。

（役員の選任）

第十六条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

２　理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第十七条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

２　理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

３　理事長及び業務執行理事は、3 ケ月に１回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第十八条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

（役員の任期）

第十九条　理事又は監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとすることができる。

３　理事又は監事は、第十五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第二十条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（１）　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（２）　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）
第二一条　理事及び監事に対し、報酬は支給しない。
（顧問）
第二二条　この法人に顧問若干名をおく。
２　顧問は評議員の決議によって選任する。
３　顧問は理事長の諮問に応じ、理事会に助言を与えることができる。
４　顧問の任期は特別の定めを設けない。
５　顧問に対し、報酬は支給しない。
６　職務上の義務違反や怠慢、心身の故障で職務の執行に支障、又はこれに堪えないときは顧問を評議員会の決議によって解任することができる。
（職員）
第二三条　この法人に、職員を置く。
２　この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
３　施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章　理事会
（構成）
第二四条　理事会は、全ての理事をもって構成する。
（権限）
第二五条　理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。
（１）　この法人の業務執行の決定
（２）　理事の職務の執行の監督
（３）　理事長及び業務執行理事の選定及び解職
（招集）
第二六条　理事会は、理事長が招集する。
２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
（決議）
第二七条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。
（議事録）
第二八条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第六章　資産及び会計
（資産の区分）
第二九条　この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の三種とする。
２　基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

（１）土地

新潟市西区新通字向島 4734 番	
特別養護老人ホーム穂波の里の敷地	7,229.15 ㎡
新潟市西区新通字向島 4727 番	
ケアハウス穂波の里の敷地	4,270.61 ㎡
新潟市西区寺尾上 6 丁目 270 番 13	
特別養護老人ホーム道場山穂波の里の敷地	199.79 ㎡
新潟市西区寺尾上 6 丁目 270 番 11	
特別養護老人ホーム道場山穂波の里の敷地	200.27 ㎡
新潟市西区寺尾上 6 丁目 270 番 10	
特別養護老人ホーム道場山穂波の里の敷地	148.70 ㎡
新潟市西区寺尾上 6 丁目 270 番 8	
特別養護老人ホーム道場山穂波の里の敷地	1,191.10 ㎡

（２）建物

新潟市西区新通字向島 4734 番地	
特別養護老人ホーム穂波の里	
鉄筋コンクリート造瓦葺 2 階建	5,354.64 ㎡
木造セメント瓦葺平屋建	37.26 ㎡
新潟市西区新通字向島 4727 番地	
ケアハウス穂波の里	
鉄筋コンクリート造瓦葺 3 階建	2,823.59 ㎡
新潟市西区寺尾上 6 丁目 270 番地 8	
特別養護老人ホーム道場山穂波の里	
鉄筋コンクリート造陸屋根 4 階建	2,031.91 ㎡

３　その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

４　公益事業用財産は、三七条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

５　基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続を取らなければならない。

（基本財産の処分）

第三十条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、新潟市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、新潟市長の承認は必要としない。

（１）　独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

（２）　独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）
第三一条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。
２　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
（事業計画及び収支予算）
第三二条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
２　前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
（事業報告及び決算）
第三三条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
（１）事業報告
（２）事業報告の附属明細書
（３）貸借対照表
（４）収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
（５）貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
（６）財産目録
２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時評議員会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
（１）監査報告
（２）理事及び監事並びに評議員の名簿
（３）理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
（４）事業の概要等を記載した書類
（会計年度）
第三四条　この法人の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月31日をもって終わる。
（会計処理の基準）
第三五条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。
（臨機の措置）
第三六条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の３分の２以上の同意がなければならない。

第七章　公益を目的とする事業
（種別）
第三七条　この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

（１）居宅介護支援事業
（２）介護保険法に定める訪問調査の受託等
（３）地域包括支援センターの経営
（４）配食事業
（５）日常生活支援体制整備事業の受託
（６）社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業（社会福祉士・介護福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等）

２　前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の３分の２以上の同意を得なければならない。

第八章　解散

（解散）

第三八条　この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散の事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第三九条　解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第九章　定款の変更

第四十条　この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、新潟市長の認可（社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

２　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を新潟市長に届けなければならない。

第十章　公告の方法その他

（公告の方法）

第四一条　この法人の公告は、社会福祉法人坂井輪会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第四二条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

この法人の設立当初の役員は次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なくこの定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長　　坪　谷　　誠
理　事　　赤　塚　勢　隆
理　事　　井　上　悦　子
理　事　　上　杉　あさ子

理　事　　岡　島　英　雄
理　事　　木　戸　利　秋
理　事　　小　池　マサイ
理　事　　高　橋　常　彦
理　事　　吉　田　ハジメ
理　事　　吉　田　三　男
監　事　　星　山　芳　郎
監　事　　山　口　賢次郎

この定款は、平成29年4月1日から施行する。

平成29年5月22日　　改定
平成29年8月1日　　改定
平成30年8月17日　　改定
令和元年6月14日　　改定
令和2年5月27日　　改定
令和4年4月26日　　改定
令和7年7月18日　　改定